

令和8年度まえばしこども・若者アイデアまちづくりプロジェクト負担金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、まえばしこども・若者アイデアまちづくりプロジェクト負担金（以下「負担金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象団体)

第2条 負担金の交付の対象となる団体（以下「交付対象団体」という。）は、まえばしこども・若者アイデアまちづくりプロジェクト事業採択団体とする。

(交付対象事業)

第3条 負担金の交付の対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）は、交付対象団体が実施するまえばしこども・若者アイデアまちづくりプロジェクト採択事業とする。

(交付対象経費)

第4条 負担金の交付の対象となる経費（以下「交付対象経費」という。）は、交付対象団体が行う交付対象事業に要する経費とする。

2 下記については交付対象経費外とする。

- (1) パソコンやプリンター、一眼レフカメラといった高価な物品。
- (2) 団体メンバー、手伝うスタッフへのお礼や金銭。
- (3) 会議、活動をする際の食事代。（お菓子も含む）
- (4) 宗教的活動に支払う経費。（初穂料等）

(負担金の額)

第5条 負担金の額は、交付対象経費の額を限度として予算の範囲内において、市長が認める額とする。

(交付申請)

第6条 交付対象団体は、採択の通知日から20日以内に、まえばしこども・若者アイデアまちづくりプロジェクト負担金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、負担金の交付の可否を決定し、適当と認めたときは、交付決定通知書（様式第2号）により、当該申請をした交付対象団体に通知するものとする。

(変更申請)

第8条 交付対象団体は、前条の規定による交付決定の内容を変更しようとするときは、変更の理由及び内容を記載した変更等承認申請書（様式第3号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の変更が軽微であって、事業の遂行に支障がないと市長が認める場合は、市長は申請書類の全部又は一部の提出を省略させることができる。

(変更申請の承認)

第9条 市長は、前条の規定による変更申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、まえばしこども・若者アイデアまちづくりプロジェクト変更等承認通知

書（様式第4号）により当該交付対象団体に通知するものとする。

- 2 市長は、申請内容が不適當であると認めるときは、承認しない旨及びその理由を当該団体に通知する。
- 3 市長は、必要があると認めるときは、変更の承認に伴い交付決定の内容又は額を変更することができる。

（実績報告）

第10条 第7条又は第9条の規定により負担金の交付決定又は変更承認を受けた交付対象団体は、事業が完了したときは、完了から20日以内に実績報告書（様式第5号）に關係書類を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 実績報告書とともに提出する証拠書類については5年間保存するものとする。

（交付方法）

第11条 負担金は、概算払の方法により交付するものとする。

- 2 交付対象団体は、第7条の規定による決定の通知を受けたときは、負担金概算払請求書（様式第6号）により、市長に負担金の交付を請求するものとする。
- 3 市長は、前条の規定により実績報告を受けた場合は、内容を精査し、負担金額確定通知書（様式第7号）により確定するものとする。この場合において、前項の規定により概算払いで交付した負担金に余剰が生じた場合、交付対象団体はこれを戻入するものとする。

（交付決定の取消し等）

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認められた場合は、負担金の交付決定を取り消し、又は変更し、負担金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 申請書類の内容に偽りがあったとき。
- (2) 交付対象事業の遂行が困難となったとき。
- (3) その他市長が負担金の交付が不適當であると認めるとき。

（委任）

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

（施行日）

この要領は、令和8年4月22日から施行する。